

【特集】学会統合，新学会成立を記念して

中国経済学会と中国経営管理学会の統合 ——中国経済経営学会会則策定の経緯と理事選挙について——

荒山 裕行（中国経済経営学会選挙管理委員会委員長）

中国経済学会（2002年設立）と中国経営管理学会（2000年設立）は、中国経済学会会長中兼和津次氏、および中国経営管理学会会長丸川知雄氏により起草された「中国経営管理学会と中国経済学会の統合に関する合意（案）」が、2012年に立正大学において開催された両学会合同大会での各理事会・各総会に提案され、審議・了承されたことで、統合に向けた実務的段階に入り、まず会則の策定が開始されることとなった。草稿の作成は、中国経営管理学会の担当理事である李 春利氏、および中国経済学会の担当理事である私の担当となった。中国経済学会と中国経営管理学会は、対象とする研究領域を共有するものの、その会則および選挙管理規程にはかなりの違いが存在した。本稿は、『中国経済経営学会会則』および『中国経済経営学会選挙管理規程』の策定過程における検討と折衝のプロセスを書き残すもので、名実ともに学会が統合を完成するために今後の学会運営において参考になるとされる諸点についての検討の経緯をお伝えするという目的を持つ。

『中国経済経営学会選挙管理規程』については、2013年に京都大学で開催された大会の選挙管理委員の指名を受け、引き続き李氏と私を中心となり草案をまとめた選挙管理委員会で審議の上、各理事会で了承を頂き、第一回理事選挙が実施された。

目的

わけでも両学会の隔たりが大きいと感じられたのは、目的にあたる部分の記述であった。中国経済学会は、「本会は中国経済の実証的、歴

史的、統計的、理論的ならびに政策的研究を行ない、日中両国の発展と相互の友好に資することを目的とする」と定め、中国経営管理学会は、「本学会は、中国の企業経営に関する学術的な研究を促進することを目的とする」と規定していた。「日中の友好」の文言を入れるかどうかで、両学会の意見を諮りながら検討が進められ、統合後中国経済経営学会が高度な学術性を保ちグローバルな国際環境で発展していくために、「本学会は中国経済および中国の企業経営に関する学術的研究を行い、研究者間の交流と相互理解を促進することを目的とする」という学会の持つ学術性を強調した形で最終的に理事レベルの合意が得られることとなった。2011年は中国が日本を抜き世界第二位のGDP国となった年であり、日本から見る中国、中国から見る日本が変化するのに伴い、日本における中国研究におけるスタンスにも変化の兆しを感じられていた。さらに2012年の9月には尖閣諸島の問題が表面化している。このような社会情勢を受け、目的の部分で学会間および会員間で意見の齟齬が生じ学会統合への支障となることのないよう繰り返し慎重な調整が行われた。

会員

会員の分類については、選挙権を有する会員を明確にする観点から整理・統一を進め、「本学会の会員は次の4種とする。1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人 2) 賛助会員 学会運営を賛助する個人および企業・団体 3) 名誉会員 本会に特別の功労があり、総会で承認を受けた個人 4) 海外会員 正会員ま

たは賛助会員で、海外に継続的に居住するようになり、申請の上、会費が免除されている者」と規定し、同時に『中国経済経営学会理事選挙規程』において、選挙権を有する会員については、「選挙告知日（任期が満了する年の4月1日）現在に正会員（年会費の減免を受けた者を除く）である者」という形での明確化を図った。

入会

中国経済学会が申し込みにあたり推薦人を要求していないため、推薦人の扱いについての摺り合わせの必要が生じた。両学会とも入会の承認が理事会によって行われると規定されていることから、学会の会期途中の入会の判断（主として学会報告のための学生会員）への対応をスムーズに進める目的で、中国経営管理学会の規程を踏襲し推薦人を要することで合意が得られ、「本学会の目的に賛同して新たに会員になろうとする者は、本会会員2名の推薦を得て申し込み、理事会の承認を受けることを要する。（中略）なお、再入会等の扱いについては別途定める」と規定した。

なお、年度途中の入会の承認手続きおよび学会費の滞納によって強制退会となった者の扱いについては、今後すみやかに細則を付け加える作業が必要となる。以下は、会則の草稿を検討している段階での細則に関する検討内容である。

会則「強制退会」の規定する、3年間継続して会費を滞納した場合により強制退会となった者からの再入会の申し込みにあっては、新たに入会を希望する者と同様に理事会の承認手続きを経て、再入会を認める。なお、再入会にあたり、未納会費（2年を上限とする）を納めることを要するものとする。

海外会員の申請および扱いについては、申請の様式、会員資格の更新（自動継続か毎年申請か）、強制退会の規定（3年間に渡り海外会員の更新についての申請がない場合）などについても検討を進める必要がある。なお、海外会員については、学生会員に準じる扱いを想定し会則は策定されている。

理事の定数

中国経営学会が中国経済学会との会員及び理事の重複調査を行い、それぞれ約3割が重複するのみの結果を得た。このため、理事数が15名（中国経済学会理事数）と17名（中国経営管理学会理事数）の合計を大きく下回る場合には、理事の数が少ないことで学会活動に支障が生じる虞があるということから、中国経営管理学会からは「20数名」という表現が提案された。一方、中国経済学会側では、任期2年かつ三選禁止、理事定年制の導入により、実質的に活躍いただける理事の比率が増えると判断し「20名」が適当と考えていたことから、折衝を繰り返した後、中国経営学会理事会の主張を緩やかに織り込む形とすることとし、理事の定員を「20名程度」とし、「本学会に以下の役員をおく。会長1名、副会長2名、理事20名程度、会計監事2名、幹事若干名とする」と定められた。

また、『中国経済経営学会理事選挙規程』においては、東日本および西日本の部会がこれまで行ってきた種々の学術活動を維持し発展させることができるよう、中国経済学会が採用していた東西別に理事選挙を行う方式を取り入れた。さらに、「選挙管理委員会は、各地区の選挙結果を見て、理事候補の専門分野に著しく偏りが生じ学会活動に差し障りが生ずると判断するときは、選挙管理委員会として、得票順位を尊重し追加候補若干名を推薦し、これを理事会および会員総会に諮ることができる」と規定することで、学会の学術活動を円滑に進めることが保証されるよう制度的配慮が加えられた。

顧問

これまで役員として位置付けられていた顧問については、顧問の役割の明確化および実質化を図るために、「理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じ理事会に対して参考意見を供する」とし独立の規定を設けた。このことで、顧問の人選の範囲（たとえば、会員および名誉会員、もしくは、理事会が適任と判断した個人）、委

嘱期間などについての細則を設ける必要が生じる。

会則の変更

中国経済学会会則では、会則の変更には総会出席会員の3分の2の同意が必要と規定されていた。しかし、学会がグローバル化に則した柔軟な対応がとれるよう、中国経営管理学会からの提案を受け過半数の同意を必要とすることとし、「会則の変更は、理事会の提案により総会の過半数の承認を経て行う」と規定した。

理事の定年制

中国経済学会理事会よりで検討の要請があった理事の定年制については、会則に、「なお、理事の選出および被選挙資格等の詳細は理事選挙規程に別途定める」と規定し、理事選挙管理規程で、「被選挙権者は、選挙権を有するとともに以下の条件を満たす者とする。1) 選挙の告知日において満70才を越えない者 2) 選挙の告知日において、総会で正会員としての承認を受けてから継続して2年以上の者」とした。この表現については、選挙管理委員会において、「選挙の告知日において、満71才以上の者は被選挙権を持たない。選挙の告知日において、総会で正会員としての承認を受けてから継続して2年以上の者」というように表現の明確化を図り、さらに第三回理事選挙までに、「選挙の告知日において、2期連続して理事に選出されていない者」と規定を追加する必要があるとの指摘を受けている。

さらに、理事の定年制導入により、選挙の実施に新たな問題をもたらしている。これまで両学会とも会員の生年月日に関する情報を得て来なかったことから、第一回理事選挙に向けた被選挙者名簿の作成にあたり事務局が年齢の確認作業に追われることとなった。生年月日に関する情報の入手他に関する他会員の個人的情報の収集および管理に関する規程の整備が早急に望まれるところである。

役員任期

多くの会員が学会の運営に携わり、同時に学会員間の負担の公平を図る目的で、役員に任期を定めることが要請され、「理事の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続した3期をこえてその任につくことはできない」と規定した。会則の定める役員には、理事会の推薦し総会の承認を得て就任する会計監事、および会長の推薦による理事会の承認を得て就任する幹事が当たる。このため、「三選の禁止」は2期継続して務めた会長、副会長、理事、会計監事、幹事の総てに適用されることになる。

しかし、役員に任期を課すことは、新たに導入された理事の定年制のもとたらず影響との関連も避けがたく、この規程だけでは、実際の学会運営にあたり予期せぬ混乱が生じうる可能性が残される。このため、理事については選挙で推薦候補が選出されるため、ガイドラインによる介入はあってはならないものの、今後はこの規程のもとたらず影響を見定めた上で、学会の役員体制の継続的かつ安定的運用に向けた、役職就任のタイミング等への配慮若しくは幾分かの修正等、見通しを共有する努力は必要となろう。

名誉会員

名誉会員についてはこれまで、中国経済学会が会費の徴収について付則で定めているに過ぎず、明確な規程は存在しなかった。しかし両学会が創立されすでに十数年の時が経つことを踏まえ、今回の学会統合を機に、貢献の著しい会員を名誉会員とする規程を会則に組み込むよう中国経済学会からの要請があった。これを受け検討の結果、「学会に顕著な貢献があった会員については、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て名誉会員とすることができる」と規定した。この規程は、推薦のガイドラインとして、会長、副会長経験者、学会に対し特別の功労のあった会員、および理事会が適当と判断した個人を念頭に置き策定されたものであるが、名誉会員の学会への貢献に対し尊厳を持って顕彰を行えるよう、すみやかにその推薦に係る細則を

詰める必要がある。

『中国経済経営学会選挙管理規程』策定の経緯と留意点については、紙幅の都合もあり本稿では割愛せざるを得ない。選挙の実施自体が極めて技術的な要素を持つことため、第二回の理事選挙管理委員会が組織され次第、第一回理事選挙管理委員会より必要事項の申し送りを行わせていただくこととした。

中国経済経営学会選挙管理委員会は、2014年3月8日に中国経済学会会長中兼和津次氏およ

び中国経済管理学会会長丸川知雄氏に第一回理事選挙開票結果報告を行い、選挙に関する業務を完了した。投票結果は、当初想定されたあらゆる危惧を払拭して余りあるもので、学会員の意識の高さが大きく反映され、今後の学会の一層の発展が見て取れる形となった。このような結果が得られたのは、ひとえに学会員の方々のご理解と選挙管理委員をお務めいただいた李春利、高橋五郎、藤川清史、大原盛樹、および孫百恵の5名の方々の献身のご尽力のおかげに他ならない。末筆ながら、改めて感謝申し上げる次第である。